

取 扱 注 意

核兵器不拡散条約の署名について

― 疑問と批判に答える ―

昭 四 五 ・ 二 ・ 一 二
国 連 局

一 二月三日に政府は核兵器不拡散条約に署名いたしました。従来も政府はこの条約のもつ様々な問題点を皆様にいろいろ御説明してききましたが、今回の署名に関連しまして皆様があらためてお待ちになるかもしれない疑問点についてお話ししてみたいと思います。

二 まず第一に何故この時点において署名に踏み切つたかという点についてご説明しましょう。

最近外務省が各国の条約批准状況を調査した結果、条約は近く発効するとの見通しを得ました。一般に、条約はそれが発効した後に加算するためには、署名の手續きを省き、加入書を寄託するだけになります。加入書は批准書と同じ性格ですので、

加入手続をとるためには、わが国の場合国会の承認を必要といたします。従つて、わが国が条約に加入するためには、相当長期の時日を必要といたしますから、もしわが国が署名の機会を失なえば、わが国は少数の非署名国に既に百力国近くが署名しています。1の中に取残されることになります。この中で特にわが国は核兵器を作る能力があるため、日本は核武装するのではないかとの猜疑心を東南アジアなどの一部の諸国に抱かせ、あるいは一部の国に反日宣伝の嗜好の口実を与える恐れがあります。すでにその徴候が各国の新聞紙面に現われております。これかわが国の外交推進上好ましくないことは申すまでもありません。また、この条約は、非核兵器国が国際原子力機関の査察を受ける義務を規定しています。査察の具体的内容は、国際原子力機関との間に締結される協定の中で決められることになっています。ところが条約が発効すると、この査

祭交渉が関係国と国際原子力機関との間で始められることになつており、わが国が署名さえしていないのでは、査察の簡素化、平準化というわが国の主張が十分受け入れられないまま、査察の基本線について国際的に合意ができてしまう恐れがあります。

従つてこの際、条約に署名することにより、査察協定の基本的なあり方について条約署名国の立場でわが国の見解を明らかにし、その上に立つて査察制度の交渉にあたることから、わが国の主張を貫徹する上で有利であると考えて署名に踏み切つた次第であります。

条約署名を急いだのは、沖縄返還との関連で米国からなんらかの圧力がかつたからではないかとの無責任な言説も耳にいたしますが、米国が沖縄返還の代償として核兵器不拡散条約の署名を要求したことはありません。米国は日本の本条

約署名に関心を寄せてはいましたが、わが国に対し署名の圧力をかけてきたことは一度もありません。

又、署名の是非について国会辯論を連日して国民の意思を問わなかつたのは、おかしいとの議論もあります。本条約は一昨年七月署名のために開放されましたので、昨年の国会でも本条約について質疑が行なわれております。批准の際に改めて十分国会の審議をお願いすることはいうまでもありません。

条約の発効の見通しについて付言いたしますと、この条約は米英ソを含む四十三カ国の批准書寄託で発効しますが、すでに英国を含む三十四カ国が批准書を寄託しているほか、米ソを含む十七カ国が批准手続を完了しており、いつでも発効のために必要な数の批准書が寄託されうる状況になつています。

しかし、批准のための国内手続をすませた国々の中に条約の発効式の際に批准書寄託ができるよう発効式を延期するよう希望したものが若干あつたため、条約は未だ発効しておりませんが、三月第一週に発効式が行なわれる予定であります。

次に署名の派に出された声明について若干触れてみたいと思います。声明はすべての署名国が行なっているわけではなく、この条約に対する日国の立場を特にこの際内外に明らかにしておくべきだと考えた国だけが出しております。西ドイツ、イギリス、スイスなどがそのような国でありまして、わが国もそのような必要を感じて声明を出した次第であります。

この声明で触れられているとおり、軍縮交渉が中止になつたり、非核兵器国の安全保障に関する安全保障理事会の決議に基づき措置が必要な際に実施されなかつた場合には、わが国としても批准を考え直さなければならぬことは当然であります。このような事態は恐らく起らないものと考えております。そこで、わが国がこれから核兵器不拡散条約に基づき国際原子力機関と締結する原子力平和利用の査察協定の内容が他の諸国と比べてわが国にとつて実質的に不利なものでないかどうかを批准

決定の際に十分考慮するものであります。

核兵器不拡散条約が二十五年間わが国に核兵器を保有しないことを義務づけるものである以上、この間日米安全保障条約が存続することがわが国の条約加入の前提であり、万一日米安全保障条約が廃棄された場合には脱退する旨を政府声明で明らかにすべきであつたとの意見もありますが、日米安全保障条約を今後も堅持してゆくことはさきの日米共同声明でも明らかにされたところでありますので、あらためて声明文の中で触れることは避けた次第であります。他方、万一、わが国がこの条約の締約国となつた後、日米安全保障条約が廃棄されるなどわが国の安全が危くなつた場合には条約第十条により脱退し得ることは当然であります。本声明は口上書をつけて諸外国政府に送るものであるので、第十条の規定に留意する旨を指摘するに止めた次第であります。

四

次に、この条約の内容について従来から言われている点の主なものについて若干取上げてみます。

先ず、非核兵器国に核兵器不所有を義務づけながら、核兵器国の核軍縮義務が明示されていないのは不公平ではないかとの議論がありますが、核兵器国の方でも核軍縮を加速的に進めるべきことは当然であります。そのため、わが国などの主張により第六条に軍縮交渉を誠実に進めようとの規定が設けられ、五年前の条約再審査会議で軍縮の進捗状況を検討することになったのであります。

また、核の持込みを禁じていないのは抜け穴ではないかとの意見もありますが、核戦争の起る可能性は核兵器の引き金をもつ国が増大することによつて増えるのでありますから、持ち込みを禁じていないのがこの条約の抜け穴であるとは言えません。それから、条約には、非核兵器国の安全が十分に保障されて

いないとの批判がありますが、わが国などの主張により、条約の前文に、諸国がその国際関係において武力による威嚇又は武力の行使を慎しむべきであるとの趣旨が盛り込まれ、また、米英ソ三国は、核兵器の使用を伴う侵略の犠牲又はその威嚇の対策となつた締約国たる非核兵器国に対しては国連憲章に従い援助提供のため直ちに安全保障理事会の行動を求めらる意図がある旨宣言し、その旨の安全保障理事会決議も採択されております。

わが国については、安全保障理事会が指針をとるまでの間、国連憲章五十一條の集団的自衛権として日米安全保障条約による安全保障を得ることができるようになつております。

又、中仏が加入しなければ、核不拡散の意味がないではないかとの批判もあります。核兵器国が非核兵器国に対して核兵器を譲渡することは、前者の利益からいつて殆んど考えられません。フランスはこの条約の目的に反することはしないと声明していますし、また今日の中ソ紛争の原因がソ連の対中共核援助中止から来ていることからみても、中共が他の国に核兵器を譲渡したり、核兵器製造の援助をするとは考えられません。もちろん核軍縮の見地からは、両国がこの条約に入つて誠実に核軍縮を行なってくれることが望ましいことは当然であります。

次に軍縮との関連で若干申し述べます。わが国は条約署名を出発点として、条約を真に有効性あるため、特に軍縮を中心とする平和外交で積極的役割を果たすべきであると考えております。わが国は昨年七月軍縮委員会に加入したことであり、同委員会や国連総会等の場で一層積極的に発言していく所存で

あり、本条約の署名はこのわが国の発言に力を与えるものと考
えます。

なお、米ソ戦略兵器制限交渉はわが国の安全保障にも重大な
関連があり、その成行に大きな関心を持っております。ただ、
昨年の国連総会におきまして、メキシコ等の出したモラトリア
ム案に賛成したのは、わが国としては、米ソに具体的な注文を
つけて交渉を縛ることは、その成果をあげる上で好ましくない
と判断したからであります。

それから、脱退は事実上余り簡単ではなく、状況によつては、
国連総会決議を前提とする多様な制裁措置がとられる可能性が
あるとの議論がありますけれども、この条約の十条により、い
かなる締約国も異常な事態が起つて、それが自国の至高の利益
を危うくしていると認めるときはその国だけの判断で脱退でき
ることになつております。手続きとしては安全保障理事会とす

べての締約国に理由を付して三カ月前に通告すれば足りるわけ
であります。異常な事態として挙げられる例はNATOの崩壊
であります。そのような時に脱退を非難することはない旨明
らかにされております。

このNATOの例はわが国の場合日米安全保証条約についてあて
はまることです。

五

次にこの条約に関連して、わが国も核武装すべきだとか、その可能性は保持すべきだとの論がちらほら出ておりますので、それに対する政府の考え方を一言述べてみます。

英仏の例をみてもわかるとおり、米ソの核戦力と格段の差のある核戦力を持つことは抑止力としてほとんど意味がありません。米ソに對抗するような核戦力を持つとすれば、国民は重税にあえぐことになります。また、核兵器を持つことは一等国のシンボルでしよりか。一体、英仏は核武装によつてどの位国際的発言権を増大したでしょう。第三の核兵器国である英国の国際的地位は低下してゐるではありませんか。

政界、財界、言論界等で長期的な核政策について討議がなされるようになってきたのは結構なことでありますが、核についても平和に徹する態度を示すことが、わが国の国際的地位を高める所以だと思ひます。

なお、この問題に関連して、わが国が対外的には核兵器使用禁止協定を結び、対内的には核兵器禁止法を制定せよとの声もあります。核兵器使用禁止協定は核兵器国間で第一義的に考慮さるべき問題であります。核兵器の全面的な使用禁止を約束しながら保有しているのは矛盾でありますから、わが国は核兵器の生産貯蔵の禁止を主張しております。非核兵器国に対して核兵器を使用すべきでない旨は政府声明でも主張したところであります。

核兵器禁止法の制定については、わが国は原子力基本法で原子力の研究、開発、利用は平和目的に限ると規定しているので、これで十分と考えます。

六 次に平和利用との関連を考えてみましょう。

核の平和利用についての一切の差別待遇の排除という要求はまだ実現されていない、とくに平和利用に対する査察の平等性とその商業上の秘密保持について明確な保障が得られていないというような批判があります。たしかにこの条約で核兵器国の査察を受ける義務が規定されていないことは誠に遺憾であります。米英両国は自発的に国際原子力機関の査察を受けるとの意図を表明しておりますので、この意見表示が実際に実行によつて裏付けられることが必要と考えております。また、ソ連が従来の閉鎖的な態度を捨てて、自国の原子力平和利用施設を米英同様、査察のために開放することを強く期待するものであります。他方政府としましては、査察の実施の面での差別待遇がないよう国際原子力機関との査察協定を作成する上で努力してゆく所存であり、政府声明でも明らかにしたとおり査察協定の

内容がわが国にとり実質的に不利をもたらさないかどうかを十分考慮した上で批准手続をとる考えであります。商業上の秘密保持についても、政府声明でわが国の強い関心を国際的に表明しましたが、この問題についてのわが国の利益は査察協定交渉で確保する考えであります。

また、条約は核の平和利用の対米従属を二十五年の長期にわたって体制化するものであるとか、日本は経済、技術両面にわたり半は恒久的に米国の支配を受けることになるとかの議論もあります。

米国は英国とともに、国の安全保障に直接関係のない原子力施設については自発的に国際原子力機関の査察を受ける用意がある旨言明しているのです。この条約を契機に原子力の平和利用に限る限りわが国は米国と同じ足場に立ちうることになりま

す。従来、米国はほとんど全く国際原子力機関の査察を受けな

かつたのに、わが国は輸入ウラン等に頼っていることからほとんどすべての施設に右査察を受けており、このことと比べると査察面では対米従属とは全く逆の方向へ向いうる機会を条約は与えるものであります。

また原子力の平和利用に關する物質、技術、情報等の面でも、条約はこれらに關する国際協力を推進しなければならない旨規定しており、条約の下でこれらが米国に独占される如きことはならないと考えられ、対米従属ということにはなりません。むしろこの条約は、核兵器の製造取得を禁ずるのとうらはらに原子力平和利用の自由を確認したものでありますから、わが国は自主開発の推進により、原子力平和利用の最先進国となりうる可能性を持つてゐるわけであります。

更にまた、査察の平等性を確保するため、わが国も日、米、英、加等によつてユートムに相当するものをつくり、これによる査察を考えたら如何との意見がありますが、これら諸国と

わが国とが地域組織をつくるだけの利害の共通性があるかどうか疑問であります。ユーラトムは欧州統合の長い歴史の上に成り立ったものであつて、査察だけの目的で類似の組織をつくろうとしても、極めて問題が多いと思われます。

政府としては、このような手段によるよりも、国内管理制度を有する国についてはそれをできるだけ活用することを主張することによつて、ユーラトム諸国との平等性を確保してゆきたいと考えております。

更に政府はこの条約の締約国にならないと核燃料を入手できなくなり、原子力発電計画に支障を生ずると説明しているが、フランス等この条約の締約国とまらない国から入手すればよいではないかとの意見があります。まず、この条約に参加しない非核兵器国が条約締約国から核物質を入手しうるかどうかの点については、その物質に対して国際原子力機関の査察を受けられ

ば供給を受けることは妨げられないと一応解釈されますが、この解釈はまだ必ずしも確立していません。しかし、条約解釈の問題とに離れて、将来ある国がこの条約の非締約国には核物質を供給しないという政策をとることはありうるわけで、その意味で、この条約に入っていた方が、核燃料の入手の道を確保する上で、より安心だということがいえるわけです。

また、条約に参加しないでも、フランス等から入手すればよいではないかという点については、わが国の原子力発電計画の進展に伴い、核燃料に対するわが国の需要は膨大なものとなりますので、フランス等一部の条約非参加国からの供給によつて全需要を満たすことは到底できません。その上、フランスは天然ウランの供給能力はありますが、現在濃縮ウランを商業ベースで供給しうる能力を持つてゐる国は世界中で米国だけとい実情であります。この条約に参加しない国であつても、核物質

の供給に当つては査察を要求するのが国際通念になつています。従つて、この条約に入らなければ国際査察は受けないですむということは核物質を海外から輸入する以上全くないのであります。